

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

丸森町長 保 科 郷 雄

市町村名 (市町村コード)	宮城県丸森町 (04341)
地域名 (地域内農業集落名)	館矢間地区 (一区東、一区西、二区東、二区中、二区西、山田、南木沼、木沼村、松掛)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月20日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当該地区は、水稻、園芸、畜産、それぞれの担い手が主に農地を維持しているが、担い手の高齢化が進んでおり、新たな担い手の育成、確保が必要である。その一方で、農地の集積、集約を進めたい意向もあるが、貸出し等に応じてもらえないケースも多く、集積、集約が進まない状況である。また、一部区域では、水稻、園芸、畜産が混在しており、担い手も多数いることから、作物ごとの区域分けを望む声もある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・西部地区は水稻作付を基本とし、現在耕作している担い手で目標地図に基づき集約していく。また、畦畔除去等により区画を拡大させ生産効率の向上を図っていく。
 ・松掛、木沼地区のうち、松掛地区は担い手に集約していく。そのほかの地区は現在の耕作者が農地を維持していくが、弁天地区においては、沼地化が進んでいるため、更なる検討が必要である。
 ・東部地区は現在の担い手が今後も農地を維持していくが、各作物ごとに区域を分け効率化を図っていく。堤外(河川側)は引き続き畜産農家が飼料用作物を作付けする区域、中油田は水稻作付区域、東油田は園芸と飼料用作物作付けの区域とする。また、東油田においては、園芸団地として複数の1ha区画を整備し、新規就農者を呼び込める環境づくりを進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	462.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	462.2 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・平坦部であり、優良な農地が多いことから、担い手が中心となり区域内の農地を維持していく。
 ・耕作者が不在となる農地については、担い手や担い手以外の農業者の意向を把握しつつ、農地中間管理事業等を活用して担い手への農地集積を推進する。
 ・集積、集約と合わせて、町単事業(丸森町小規模基盤整備事業)を活用し、畦畔除去等による区画の拡大を図ることで生産効率を向上させ、担い手の規模拡大や新規就農者の受入れを促進していく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手へ農地を集積・集約する際には、原則として農地中間管理機構を活用するものとし、目標地図を基に農業委員や農地利用最適化推進委員が調整役を担う。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理事業の活用にあたっては、担い手や担い手以外の農業者の意向を把握した上で、生産性の向上や営農意欲の増進につながるよう配慮する。
(3)基盤整備事業への取組方針
計画なし。ただし、必要に応じて町単事業(丸森町小規模基盤整備事業)の活用により、畦畔除去等による水田の区画拡大を進めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、本人の意向を踏まえながら担い手として育成していく。なお、育成に当たっては県やJA等と連携を図るものとする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
計画なし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐	鳥獣被害防止対策	☒	有機・減農薬・減肥料	☒	スマート農業	☐	畑地化・輸出等	☐	果樹等
☐	燃料・資源作物等	☐	保全・管理等	☐	農業用施設	☒	耕畜連携等	☐	その他

【選択した上記の取組方針】

価格が高止まりしている農業資材の使用低減や環境に配慮した持続可能な農業を実現するため、減農薬・減化学肥料栽培を推進する。
 経営の効率化を図るため、ドローンによる薬剤防除等のスマート農業を推進する。
 地域内にある堆肥センターを活用し、耕種農家へ牛ふん堆肥の提供を行っていく。